

「従業員の元気は会社の元気」

協会けんぽ茨城支部では、健康経営®に取り組む事業所を「健康づくり推進事業所」として認定し、企業の健康づくりをサポートしています！

従業員の健康は重要な経営資源です。

まずは、「健康づくり推進事業所」に宣言（申し込み）することからはじめてみましょう。

※健康経営®は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

認定事業所数
(令和6年5月時点)

1,333社

が健康づくり宣言
をしています！！

「健康づくり推進事業所」に認定されるメリット！

生産性の向上



- ◆モチベーションの向上
- ◆欠勤率・離職率の低下
- ◆業務効率の向上

事業所のイメージアップ



- ◆事業所価値の向上
- ◆事業所イメージの向上
- ◆新規採用の促進
(求人票にも記載可能)

事業所の負担軽減



- ◆疾病予防による手当の支払い減少
- ◆長期的な健康保険料負担の抑制

特典あり



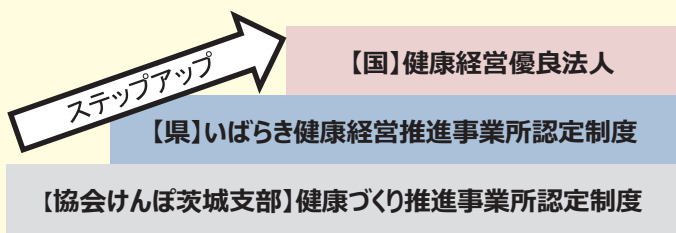
- ◆出前健康講座の実施、健康測定機器のレンタルが無料！

さらに！！

協会けんぽの「健康づくり推進事業所」に認定されると・・・

茨城県の「いばき健康経営推進事業所認定制度」や
国の「健康経営優良法人認定制度」
の申請が可能になります。

健康経営優良法人認定制度における
茨城県の認定増加率は**全国No.1!**



健康経営優良法人2024（中小規模部門）
都道府県別 認定数の前年度比
出典 経済産業省HP



茨城県は現在、健康経営に取り組む企業が増加しています！従業員の健康のために
まずは茨城支部に「健康宣言」をしてみませんか！

同封の「宣言書」の提出をお願いします!!

※すでに宣言書をご提出され、認定を受けている事業所様には代わりに
出前健康講座と健康測定機器レンタルの申込書を同封しております。



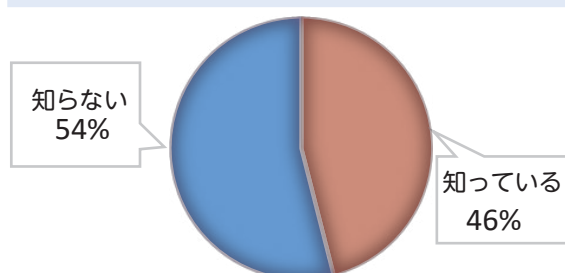
「健康づくり推進事業所」の
詳しい内容についてはこちら

茨城支部の取組や広報等に関するアンケート結果報告

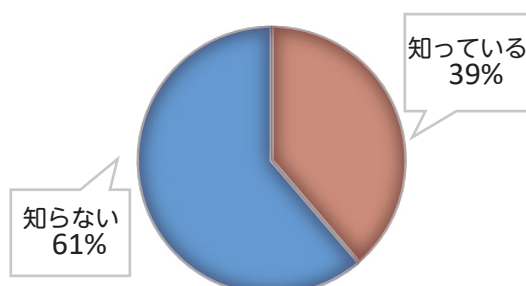
昨年お送りしました健康保険委員だより12月号の中に、「茨城支部の取組や広報等に関するアンケート」を同封し、のべ**295**事業所の健康保険委員の方から回答をいただきました。ご協力いただいた健康保険委員の皆様ありがとうございました。ここでは、そのアンケートの集計結果をご報告いたします。

ー協会けんぽの取組に関して「知らない」が「知っている」よりも上回っていた項目ー

1-3. 加入者や事業主の行動や取組を都道府県ごとに評価し、上位15支部には報奨金を与えられ、保険料の軽減につながる仕組みである「インセンティブ制度」があること



1-4. インセンティブ制度の茨城支部の令和3年度の取組結果が総合順位ワースト2位（46位）であったこと



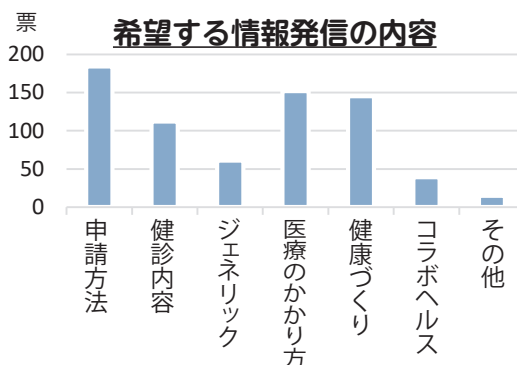
◎医療のかかり方に関しては各項目知っている人の割合が高い！

- ◆ 紹介状なしで大きな病院を受診すると特別料金が加算されるケースがある（約8割）
- ◆ 医療機関の診療時間外（夜間・休日）に受診すると時間外加算される（約9割）
- ◆ 子どもを病院に連れて行くか迷った場合の救急相談先（小児救急相談#8000）がある（約6割）

★今後の広報について・・・

効果的な広報ツールとして、HPやチラシなどの次にバナー広告・SNS広告が良いとの意見が多くありました。今後は広報ツールの改善、希望する情報発信の内容（右グラフ参照）を含めインセンティブ制度の認知度向上を目指し、充実した広報・周知を行ってまいります。

まずは赤色GUIDEBOOK「茨城支部からのお知らせページ」でインセンティブ制度取組結果をチェック！



～お知らせ～

2024年12月2日から健康保険証は発行されなくなります。

※現在お持ちの健康保険証は退職等で資格喪失にならない限り2025年12月1日まで使用できます。

「医療機関を受診する際にマイナンバーカードを一度使ってみませんか？」

（詳しくは同封のチラシをご覧ください。）



全国健康保険協会 茨城支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

〒310-8502
水戸市南町3-4-57
水戸セントラルビル
☎029-303-1500（代表）

マイナ保険証を
使用しましょう！

※2024年12月2日から
健康保険証は発行されなくなります。

